

事務事業評価表 平成23年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実
 施策 健康づくりの推進
 基本事業 母子保健の充実

事業名 **妊産婦健康診査経費**

[0122]

| | | | | | |
|----|--------|--------|-------|----------|------|
| 部名 | 健康福祉部 | 事業開始年度 | 平成9年度 | 実施計画事業認定 | 非対象 |
| 課名 | 保健センター | 事業終了年度 | - 年度 | 会計区分 | 一般会計 |

| 事務事業の目的と成果 | |
|------------|---|
| 対象 | <p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>江別市に住居登録しており、妊娠届出を行なった妊婦および転入してきた妊婦</p> |
| 意図 | <p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>妊婦が健診により、早期に異常を発見することで正常な妊娠、出産の経過が得られるに必要な医療処置や保健指導を受けられ、母体の保護と健全な児の出生及び成長が図られる。</p> |
| 手段 | <p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>妊娠届出時に「母子手帳」及び「妊婦一般健康診査受診票」「超音波検査受診票」を交付し、妊娠期間中に規定の検査(北海道道医師会で契約)を医療機関に委託実施し、妊婦の健康管理を行なう</p> |

| 事業量・コスト指標の推移 | | | | | | |
|-----------------------|------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 区分 | | 単位 | 20年度実績 | 21年度実績 | 22年度実績 | 23年度当初 |
| 対象指標1 | 妊婦一般健康診査受診票交付実人員 | 人 | 758 | 825 | 778 | 807 |
| 対象指標2 | | | | | | |
| 活動指標1 | 妊婦一般健康診査受診実人員 | 人 | 742 | 801 | 760 | 791 |
| 活動指標2 | | | | | | |
| 成果指標1 | 妊婦健康診査受診率 | % | 97.9 | 97.1 | 97.7 | 98 |
| 成果指標2 | | | | | | |
| 単位コスト指標 | | | | | | |
| 事業費計 (A) | | 千円 | 14,615 | 55,411 | 55,696 | 61,879 |
| 正職員人件費 (B) | | 千円 | 10,030 | 3,319 | 3,224 | 3,258 |
| | | | | | | |
| 総事業費 (A) + (B) | | 千円 | 24,645 | 58,730 | 58,920 | 65,137 |

| 費用内訳 | |
|------|--|
| 22年度 | 需用費 568千円、委託料 55,004千円、負担金・補助及び交付金 123千円 |

事業を取り巻く環境変化

| | | | |
|--------|--|-------------|--|
| 事業開始背景 | | 事業を取り巻く環境変化 | 母子保健法の改正にともなう道からの移譲により平成9年から開始した。19年1月に厚生労働省通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」あり、母体胎児の健康維持のために積極的な妊婦健診の受診を促す必要があり、健診14回分の公費負担が望ましく、少なくとも5回はの公費負担を基本とするとの通知が出された。更に、平成21年度からは残り9回分の健診について国の財政措置(2年間の時限措置)を得て助成対象としている。 |
|--------|--|-------------|--|

22年度の実績による事業課の評価(7月時点)

(1)税金を使って達成する目的(対象と意図)ですか?市の役割や守備範囲にあった目的ですか?

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・
根拠は?

母子保健法第13条により、妊産婦の健康の保持、増進のために行政機関が健康診査を行い、また積極的に健診を受けることを勧奨する義務を持つ。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか?

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・
根拠は?

妊娠、出産に係る異常を早期に発見することで適切な医療処置及び保健指導が受けられることは、妊産婦及び児の健康の保持、増進に寄与する。近年妊婦の高年齢化、ストレスを抱える妊婦などハイリスク妊婦が増加しており健診の重要性は高い。よって本事業は母子保健充実にへの貢献度は大きい。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか?計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか?

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・
根拠は?

受診票交付時には、説明を加え受診の意識づけを行っており、窓口にて妊婦健診の必要性を説明しているリーフレットも配布している。健診受診率はおおむね高率に推移しており成果はあがっているものの、妊婦健診の助成回数が14回になったことで以前より妊娠届出週数が早くなっている傾向があるため、妊娠届出後に流産してしまうケースも考えられる。また、婚姻前に妊娠届出を行う場合、届出後すぐに転出してしまふケースもある。

(4)成果が向上する余地(可能性)は、ありますか?その理由は何ですか?

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小・なし

理由・
根拠は?

受診票交付時に受診勧奨していることにより、受診の意識づけは早期に行われている。妊婦健診費用助成額の拡大により、受診についての経済的負担を軽減することで、必要な妊婦健診を受けられない妊婦は減少すると思われる。また、色々な事情で妊娠後期に妊娠届出となった妊婦に対しては、状況を把握した上で必要に応じて個別支援を行っている。

(5)現状の成果を落とさずにコスト(予算+所要時間)を削減する新たな方法はありませんか?(受益者負担含む)

- ある
- ない

理由・
根拠は?

母子手帳交付時に合わせ他部所の協力を得て3か所(医療助成課・大麻出張所・保健センター)で受診票を交付し、市民の利便を図っている。受診票における補助額は北海道と北海道医師会の契約であり、コスト削減の余地はない。